

耐震診断が義務付けられている建築物の診断結果の公表状況について

1 概要

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づき、耐震診断が義務付けられている建築物^{※1}の診断結果を平成30年7月30日に公表した。

※1 板橋区が所管する建築物（延床面積10,000㎡以下の建築物）とする

2 対象建築物

対象建築物	対象棟数 ^{※2}
① 要緊急安全確認大規模建築物 不特定多数の方や避難上特に配慮を要する方が利用する 大規模な旧耐震基準の建築物など（例：学校、病院など）	73棟
② 特定緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路 ^{※3} に接する一定高さ以上の旧耐震基準の 建築物	100棟

※2 対象棟数の内訳は別紙のとおり

※3 東京都が指定する第1次緊急輸送道路である中山道・川越街道・環状七号線・首都高速5号線・新大宮バイパス等の路線

3 公表後の対応

- ・耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、公表を活用し耐震改修等を促している。
- ・所有者から変更の報告があった場合は、速やかに公表内容を修正している。

4 耐震化率の推移

- ・平成30年度末の耐震化率は、以下の表のとおりである。

なお、建築物の分類で示す「一般緊急輸送道路沿道建築物」、及び「特定緊急輸送道路沿道建築物」の耐震化率には、旧耐震基準の建築物以外の昭和57年以降の建築物も含まれている。

建築物の分類	平成30年度末	目 標
① 一般緊急輸送道路沿道建築物 一般緊急輸送道路 ^{※4} に接する一定高さ以上の建築物	85.2%	90% (令和7年度末)
② 特定緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路に接する一定高さ以上の建築物	89.9%	90% (令和元年度末)

※4 東京都が指定する第2次緊急輸送道路・第3次緊急輸送道路または区が定める避難道路等の路線

5 板橋区耐震改修促進計画2025

- ・東京都が「東京都耐震改修促進計画」を令和元年度に改定予定であり、この改定内容との整合や進捗状況の更新を図るため、「板橋区耐震改修促進計画2025」を令和2年度に改定予定である。